番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	台湾の居住者に対するワーキング・ホリデー制度の再取得制限が緩和されることについて、制度の柔軟化と国際交流の促進という趣旨は理解するが、強制送還の対象にならない軽犯罪に対する抑止力の弱さ、オーバーツーリズムの影響による治安維持の限界、行方不明者や不法就労等の制度の悪用リスク等の懸念点がある。 制度の信頼性を担保するため、軽犯罪や社会的に問題がある行為が確認されたときの再取得制限および早期帰国措置の明記、日本の法令遵守等を明文化した行動規範と誓約書の提出の義務化、行動履歴（違反歴、地域活動歴等）の記録と評価制度の導入、物価や渡航費の実態を踏まえた財力証明の基準見直し、自治体等の地域との連携による通報・対応体制の整備を提案する。	ワーキング・ホリデー制度の対象となる外国人についても、上陸申請において本邦における活動目的等を提出資料等に基づき確認し、入国目的に疑義がある場合には本邦への上陸を認めないなど、厳格な審査・在留管理を行っております。 制度の運用における懸念点については、御指摘を踏まえ、適正な在留管理に努めてまいります。その他の御提案につきましては、今後の参考とさせていただきます。
2	台湾側との交渉を仮に公益財団法人日本台湾交流協会が行ったとしても、あくまでも民間レベルの交渉にとどまるところ、民間レベルの交渉は本件ワーキング・ホリデー制度の改正の根拠とは言い難く、本件改正の必要はない。	台湾居住者に対するワーキング・ホリデー制度は台湾との取決めに基づき実施しているものであり、本改正は台湾と制度の拡充について合意に至ったため行うものです。
3	なぜ２回以上としたのかの理由が全くない。２回は台湾の居住者に限ってのものと考えられるが、一例をつくることで、今後他国や地域に対して同様の緩和が行われる可能性が出てくるので、白紙撤廃を求める。２回以上とする必要性はまったくないので、変更する必要はない。	今回の査証発給回数の見直しは、青少年交流の更なる促進の観点から、時代の変化や内外の要望を踏まえて検討を行い、台湾と制度の拡充で合意したことから行うものであり、必要な改正であると考えております。 なお、現在、英国、カナダ、ニュージーランド、デンマーク、オーストリア、ドイツ、アイルランド、スロバキア及び韓国から我が国へのワーキング・ホリデ

		一参加者を対象に、一生涯２回の参加が可能となっております。
4	ワーキング・ホリデー制度の利用が低迷であれば、複数回の利用でより多く受け入れるのではなく、現行の利用枠（年間１００００人）を５０００人まで削減すべきである。	本改正は、青少年交流の更なる促進の観点から、時代の変化や内外の要望を踏まえて行うものです。ワーキング・ホリデー制度の見直しは、対象国・地域ごとに内外の要望等を踏まえて検討されるところ、いだいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
5	外国人が増えることによる日本文化の棄損、外国人犯罪の増加などは不安に思っている。台湾の方は比較的親日の方が多いと思いますが、中国人系台湾人に対しては不安があります。	ワーキング・ホリデー制度の対象となるためには、健全な経歴を有し、かつ、犯罪歴を有しないことなどが要件とされており、出入国管理及び難民認定法等の法令に基づいた厳格な審査・在留管理を行っております。引き続き適切な運用を行ってまいります。
6	本改正について、以下の理由から強く慎重な再検討および厳格化を求める。 ・実質的な長期滞在化により、国際交流と文化理解を目的とした一時滞在制度というワーキング・ホリデー制度の趣旨を損なう。 ・在留審査官の人員は限られ、多様な在留資格の管理で既に逼迫しているところ、ワーキング・ホリデー制度利用者が増加することで、不法就労化のリスク増大等が予測される。 ・ワーキング・ホリデー制度利用者は法的には「補助的な就労」が許容されていますが、実態として労働集約産業での恒常的な労働力として扱われるケースが少なくなく、特に大都市・観光地では、低賃金労働市場の構造的悪化や住宅需給ひっ迫等といった社会的影響が懸念される。 ・主要なワーキング・ホリデー協定国では、複数回取得が可能な場合におい	ワーキング・ホリデー制度とは、相手国の文化及び一般的な生活様式を理解するために、一定期間の休暇を過ごし、滞在期間中における旅行資金を補うため必要な範囲内の就労を認める制度であるところ、本改正は、青少年交流の更なる促進の観点から、時代の変化や内外の要望、これまでの運用状況等を踏まえて改正によるリスク等の検討を行った上で台湾と制度の拡充で合意したことから行うものであり、必要な改正であると考えております。台湾居住者に対する同制度では、査証発給枠には上限があり、許可された期間（最長１年）を超えて滞在を延長することや他の在留資格へ変更することは認められていないことから、御指摘の懸念は限定的なものであると考えます。 また、台湾居住者に対するワーキング・ホリデー制度では、台湾との取決めや特定活動告示別表第三において、査証申請時の年齢等の要件が定められてお

	ても、明確な年齢制限、指定業種での一定期間就労実績要件、年間受入枠の厳格な管理等の乱用を防ぐための詳細な制度設計が存在するが、本改正は、単に「取得回数を緩める」だけで制度的歯止めがなく、国際比較上も極めて例外的かつリスクの高い緩和である。 ・制度趣旨の変更に近い重要な改正であるにもかかわらず、利用者数予測、効果検証指標、不適正利用のリスク評価、他制度との整合性が示されておらず、十分な情報公開がされないままでの規則改正は、行政手続法の趣旨にも照らして適切ではない。 　その上で、以下のとおり要望する。 ・取得回数は現行どおり「一回限り」を維持すること。 ・もし改正する場合でも、年齢制限の厳格化、就労可能時間・職種の明確化、宿泊・雇用状況などの事後報告義務化、年間受入枠の設定、在留管理強化のための審査体制の増員・監督基準の明文化などの制度乱用を防ぐ措置を必ず導入すること ・社会的影響を定量的に評価し、結果を公表した上で議論すること。	り、書簡において年間の査証発給上限も定められています。 　いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
7	査証発給回数の要件の見直しにあたり基準となるようなものはあるか。また、現在、ワーキング・ホリデー制度の要件が「以前にワーキング・ホリデー査証の発給を二回以上受けていないこと」となっている国や地域はあるか。今回の改正は台湾居住者に限定された措置であるが、他のワーキング・ホリデー協定国との制度整合性も重要である。	ワーキング・ホリデー制度の見直しに当たっては、対象国・地域ごとに内外の要望やこれまでの運用状況等を踏まえて検討しています。 　また、現在、英国、カナダ、ニュージーランド、デンマーク、オーストリア、ドイツ、アイルランド、スロバキア及び韓国から我が国へのワーキング・ホリデー参加者を対象に、一生涯２回の参加が可能となっております。
8	「二回以上受けていないこと」という文言は、形式上は明確に見えます	「二回以上受けていないこと」との要件は、本邦への上陸にあたり、その上陸

	が、実務運用においては以下のような曖昧性が生じる可能性があることから、告示本文等において明確な定義と運用指針を示す必要がある。 ・査証発給後に渡航しなかった場合も「一回」と数えるのか。 ・査証発給国が台湾以外の場合も対象となるのか。 ・過去の発給履歴の確認方法と本人への通知手段 　また、ワーキング・ホリデー制度の拡充は、都市部だけでなく地方にも影響を及ぼすことから、制度改正にあわせて、地方自治体や地域団体への情報提供・支援策の強化が望まれる。 　ワーキング・ホリデー滞在者の活動実態に関する定期的な調査と公表、地域別の受け入れ状況や課題に関する情報共有の仕組み構築、滞在者と地域住民との交流促進を目的とした支援事業（例：農業体験、地域イベント参加）、査証発給履歴の本人確認・開示制度の整備を進めることを提案する。 　これらの取り組みにより、制度の透明性・公平性・地域との調和が図られ、真に持続可能な人的交流が実現されると考える。	申請に係る査証発給前にワーキング・ホリデー査証の発給を２回以上受けていないことを求めるものであり、当該査証の発給を受けたものの本邦に上陸しなかった場合には、ワーキング・ホリデー査証の発給を１回受けたものとして取り扱われます。また、台湾居住者に対するワーキング・ホリデー査証が台湾以外で発給される場合はありません。ワーキング・ホリデー査証の発給履歴はシステムにより確認することとなっており、本人への結果の通知方法は公益財団法人日本台湾交流協会ホームページにおいて案内しております。 　ワーキング・ホリデー制度の見直しは、台湾に限らず、対象国・地域ごとに、内外の要望等を踏まえて、順次検討を行っているものです。今後の制度運用に向けた提案につきましては、今後の在留管理における運用の参考とさせていただきます。
９	年齢制限を引き上げてほしい。	台湾との取決めにより、ワーキング・ホリデー査証の申請時の年齢が１８歳以上３０歳以下であることが定められているところ、今回の見直しでは、当該要件の変更は行われておりません。御意見は今後の検討における参考とさせていただきます。
１０	日本でワーキング・ホリデーをしている間に３１歳になるような場合であっても、ビザの期限が切れるまでそのままビザを使えるように申請方法や年	２回目のワーキング・ホリデーを行う場合には、一旦帰国した上で、ワーキング・ホリデー査証を受ける必要があるところ、同査証は、査証申請時の年齢が１

	齢条件を緩和してほしい。	８歳以上３０歳以下であることを要件としており、当該要件については、今回の改正の対象となっていません。なお、既にワーキング・ホリデーを目的とする特定活動の上陸許可を受けている方は、本邦在留中に３０歳を超えた場合であっても、在留期間満了日までは本邦において引き続きワーキング・ホリデーの活動を行うことが可能です。
１１	台湾の人が日本でのワーキング・ホリデーを２回申請できるようにしてほしい。	本改正により、台湾居住者のワーキング・ホリデー査証の発給回数上限が２回までとなりました。
１２	１年を２回許可するだけでは税務上非居住者扱いとされ税負担が重くなること、同じ人が２年間働けるようになれば企業側の受入負担が減ること、不本意な離職や短期帰国が減少し、適正な在留管理や不法就労防止にも役立つことから、２年連続（在留資格期間更新）を認めてもらいたい。２年連続滞在の容認がすぐに難しい場合には、税務および社会保険に関する特例措置を検討していただきたい。	現在の台湾居住者に係るワーキング・ホリデー制度においては、許可された期間を超えて滞在を延長することは認められておりません。いただいた御意見・御提案については、今後の制度検討の参考とさせていただきます。
１３	ワーキング・ホリデーによる在留期間中に２回目のワーキング・ホリデーの申請を行い、１年を超えて引き続き日本に滞在することは想定されているか。特段、ワーキング・ホリデーの趣旨に反しないと思われるが、結果発表の期日によっては、在留期間更新許可申請のスケジュールがタイトになると予想されるので、余裕ある日程で結果発表されるようにご配慮いただきたい。	台湾居住者に係るワーキング・ホリデー制度においては、最長１年の期間、本邦に在留する許可が与えられますが、許可された期間を超えて滞在を延長することは認められておりません。一度帰国していただいた上で、ワーキング・ホリデー査証の申請をしていただく必要があります。